

## 給与規定

- 1、この給与規定は特定非営利活動法人 WE21 ジャパンいずみのスタッフの給与に対する規定である。
- 1、この規定は、就業規則に基づき従業員の給与に関する事項について定めたものである  
この規程で定めていない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。
- 1、給与は以下と定める。
  - 1)事務局スタッフ
    - ・WE21 ジャパンいずみの活動を潤滑に進めるために、すべての事業を把握し、事務局の責任者と位置づけする。ただし、ワーク時間はフレックスタイムとする。
    - ・月 1 万円を非営利事業 50%、非営利事業 50%から支払う。
  - 2)ショップスタッフ
    - ・週半日 3 日 2 万円を基本とし、時間給は神奈川県最低賃金に準ずるものとする。
    - また、シフト担当者は 5000 円、及び会計担当者は 1 万円を別途支払う。
- 1、支払い方法は、毎月末現金で直接本人に支払う。
- 1、交通費は実費支払いとする。
- 1、月額給与の計算期間は、毎月 1 日から末日までとする。
- 1、報酬の見直しは、運営委員会の決定による。

この規定は 2009 年 4 月 1 日施行する。

2013 年 6 月 10 日改定。

特定非営利活動法人 WE21 ジャパンいずみ